

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度		担当課室	労災管理課		木原 亜紀生		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置第11条		関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に、3行程度以内)	「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」第11条に基づくリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、当該病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制や社会復帰促進支援体制等を整備するものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、大牟田吉野病院に次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	421	441	442	442	430	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	421	441	442	442	430		
	執行額	421	441	442				
執行率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。 (アウトカム指標が設定できない理由) 本事業は、従来、国が大牟田労災病院に行わせていたCO中毒患者に対する療養、リハビリ等の医療の提供について、平成18年度から大牟田吉野病院に対して業務委託しているところ。 その委託内容は、CO中毒患者の特有な症状に応じた医療提供の一部として、①医療・看護体制等の整備、②リハビリテーションの実施、③その他高齢化したCO中毒患者に係る家族の看護負担の軽減等を実施するものであり、その委託業務内容、性質から、定量的な事業評価を行うには、馴染まないものである。			成果実績	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	委託費を適切に積算した上、委託を行う。			活動実績 (当初見込み)	421 (-)	441 (-)	442 (-)	- (442)
単位当たりコスト	442(百万円/医療機関への委託費)		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	業務費	254	245	必要経費の減による減				
	謝金	129	127					
	委託管理費	38	37					
	消費税	21	21					
	計	442	430					

事業所管部局による点検							
		項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	「点検結果」参照			
	地方自治体、民間等に委任することができない事業なのか。		○	「点検結果」参照			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	「点検結果」参照			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		×	「点検結果」参照			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	被災労働者の適正な保護を目的とする事業であることから受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	「点検結果」参照			
事業の 有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-			
重複 排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-			
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-				
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名				
点検 結果	-	-	-				
	-	-	-				
	-	-	-				
点検 結果	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者への医療・看護の提供を行うもので、</p> <p>①「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」において、「政府は炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない。」と規定されていること、</p> <p>②平成16年国会の場において、当時の坂口厚生労働大臣は「患者については、国が最後まで責任を持って対応していきたいと考えている。」と答弁していること、</p> <p>③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢80歳となっていることや、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること、等から、本事業は引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、本事業は、今もCO患者の入院している大牟田労災病院の後継医療機関を対象とした継続的なCO患者の療養、リハビリテーション体制の整備を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、</p> <p>①CO中毒患者の特有な症状に応じた医療の提供の一部として実施していること、</p> <p>②CO中毒症の医療の特殊性として、毎年度契約の都度、委託病院を変更するなど患者の療養環境を変えることは避けなければならないことから、現在の委託病院において継続的に治療等を行っていくことを、移譲時に患者らと国が約束したうえで、大牟田労災病院を廃止していること、</p> <p>③患者については、国が責任を持って対応していくことを約しており、これを履行することが必要であること、等から、いずれにおいても条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も後継医療機関である大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p> <p>なお、受託先のCO中毒患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握し、特にCO患者の特性に配慮しつつ、事業内容等について協議をしながら委託事業を進めており、また、年間の事業内容等については、事業年度の翌年度4月10日までに1年間の委託事業実施結果報告書及び事務委託費精算報告書の提出を受け、適切な事業内容、会計処理となるよう個別に必要な指導を行っている。</p>						
	外部有識者の所見						
	点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見							
事業内容の改善	執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
縮減	執行実績を踏まえ業務費を見直したことによる削減						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
	平成22年	660-9	平成23年	0984	平成24年	0829	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
442百万円(平成24年度執行額)

受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握
適切な事業内容、会計処理となるよう必要な指導



【平成18年度～ 特命随意契約※】

A. 財団法人福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院
442百万円(平成24年度執行額)

CO中毒患者の症状の特性に対応した療養にかかるリハビリテーション等を実施するための
医療・看護体制を整備すること。
CO患者の特性から、集団リハビリが医療上継続的に必要であることから、集団リハビリの実
施や、個々のCO患者の症状に応じたプログラムを実施すること。

※特命随意契約

三井三池炭鉱災害CO中毒患者の診療、社会復帰支援等のために設置した大牟田労災病院を平成18年
3月31日に廃止したため、その後、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に基づき、
国が引き続き事業を実施するものである。

当該契約病院については、

- イ CO中毒患者に対する診療の経験を踏まえて、その実情をよく理解し、委託事業を適切に行い得る能
力を有すること、
 - ロ CO中毒患者の特性から、療養環境の変化は医療上問題があること、
 - ハ CO中毒患者及びその家族の居住地から通院等が可能な範囲に所在すること、
 - ニ 大牟田労災病院における医療環境を継承していること、
- 等から、本事業を実施し得る唯一の医療機関であり、また、CO中毒患者という性格から、毎年度医療機関
を変更することは不可能であることから、当該契約病院との随意契約を締結しているものである。

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補
足する)(単位:百
万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
病床確保経費	病床確保のための経費	180			
謝金	医師、看護師、リハビリ関係職員等の費用等	194			
委託管理費	医療機器リース料、光熱水道費等	38			
消費税	消費税	21			
レクリエーション活動等経費	レクリエーション、リハビリテーション、患者の送迎、MRI検査実施等のための経費 (平成24年度実績)	9			
計		442	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険大牟田吉野病院	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施 	442	特命随意 契約	

※平成24年度実績